

米国ミズーリ州から日本向けに輸出される
生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置の解除について

令和3年6月15日

今般、米国ミズーリ州において低病原性鳥インフルエンザ（H5N2 亜型）の発生が確認されたことから、同州から日本向けに輸出される生きた家きん、家きん肉等について、輸入が停止されていたところですが、今般、米国家畜衛生当局から提供された情報により、同州における低病原性鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、輸入停止措置を下記のとおり解除しました。

記

1 輸入停止措置を解除する対象地域

生きた家きん：ミズーリ州全域

家きん肉等：ミズーリ州の発生場所から半径 10km 以内の区域

2 輸入停止措置を解除する対象品目

(1) 生きた家きん（鶏、うずら、七面鳥、だちょう、きじ、ほろほろ鳥及びかも目の鳥類並びにその初生ひなに限る。以下同じ）

(2) 家きんの肉、臓器等及びこれらの加工品

(3) 家きんの卵（試験研究用に供される種卵を除く。）及びその加工品

3 輸入停止措置を解除する対象地域由来の羽毛について、鳥インフルエンザの国内への侵入防止の観点から実施する輸入検査における消毒措置の対象から除外する。ただし、ニューカッスル病又は家きんコレラの発生地域から輸入される羽毛については、引き続き当該消毒措置の対象となるので、留意されたい。

